

災害時要援護者支援

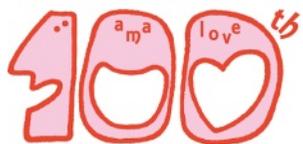
～ 避難行動要支援者名簿を活用した支援について～



尼崎市健康福祉局 福祉課

TEL 06 - 6489 - 6348

知れば知るほど「あまがすき」♡



Happy100th anniversary Amagasaki

尼崎市の概要

市制施行 1916年 (大正5年)

位置 兵庫県南東部

人口 約450,000人

(約1/4 が 65歳以上)

面積 50.72km²

市域の約1/3が海拔0m地帯



断面イメージ



※T.P.とは、地表や海面の高さを表す基準水準面である東京湾中等潮位(Tokyo Pei)のことです。わが国では、標高の基準としてT.P.を用いています。

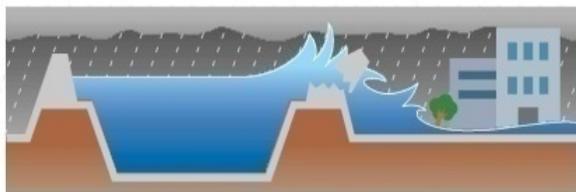
尼崎市で想定される主な災害

本市は、3方向が水域に囲まれており、洪水や高潮、津波の被害を受けやすい地形です。

特に東南海・南海地震による津波や集中豪雨等による猪名川・藻川及び武庫川の決壊、溢水等による洪水被害が懸念されます。

風水害

(洪水、内水氾濫、高潮)

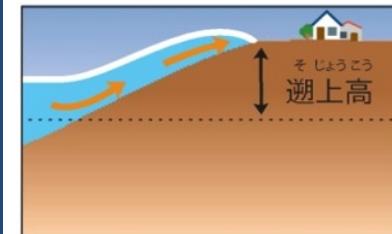


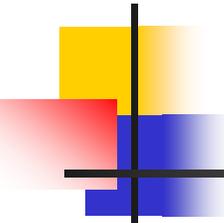
地震

(活断層型、海溝型)



津波





南海トラフ巨大地震の場合、津波から逃れることができれば、ほとんどの方の命を守ることができる。

南海トラフ巨大地震での尼崎市の被害想定は、
震度6弱【最大震度6強】、
最高津波高4メートル、
津波の最短到達時間117分、
浸水区域は981ヘクタール【市域の約2割】、
死者数は最大8,343人
【このうち8,291人(99.3%)が津波によるもの】

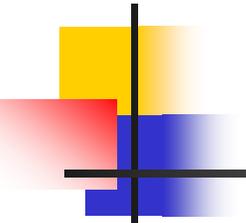
避難行動要支援者名簿とは

災害時に避難に時間がかかる人や支援を必要とする人の名簿で、災害時の避難支援や平常時からの避難体制づくりに活用するために作成します。

記載項目は次のとおりです。

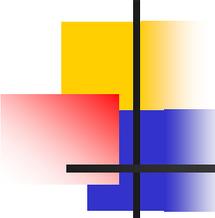
氏名 生年月日 性別
住所又は居所 電話番号その他の連絡先
避難支援等を必要とする事由
上記に掲げるもののほか、避難支援等の
実施に関し市町村長が必要と認める事項





避難支援等関係者とは

災害対策基本法第49条の11において、避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等関係者)として、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織 その他の避難支援等の実施に携わる関係者が位置付けられています。



避難行動要支援者名簿の情報 提供の同意確認の結果について

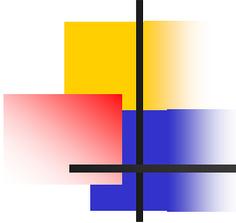
(1) 経過について

- 災害対策基本法の改正により、「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村の義務となりました。
- 名簿を活用し避難支援の仕組みを作るためには、避難支援等関係者へ名簿情報を提供することが必要となりますが、本人の同意がなく個人情報提供はできないため、避難行動要支援者95,638人に対して、同意の有無を確認する書類を平成27年9月9日(回答期限10月16日)に発送しました。

避難行動要支援者名簿の情報 提供の同意確認の結果について

(2) 対象者(避難行動要支援者)

- 同意書を発送した避難行動要支援者(95,638人)は
尼崎市内に在住する、
介護保険制度の要介護認定者(要介護3以上)
身体障害者手帳を所持する者(1,2級)
療育手帳を所持する者(A)
精神障害者福祉手帳を所持する者(1級)
難病患者(特定医療費(指定難病)受給者等)
65歳以上のみの世帯(一人暮らし・夫婦等) です。



避難行動要支援者名簿の情報 提供の同意確認の結果について

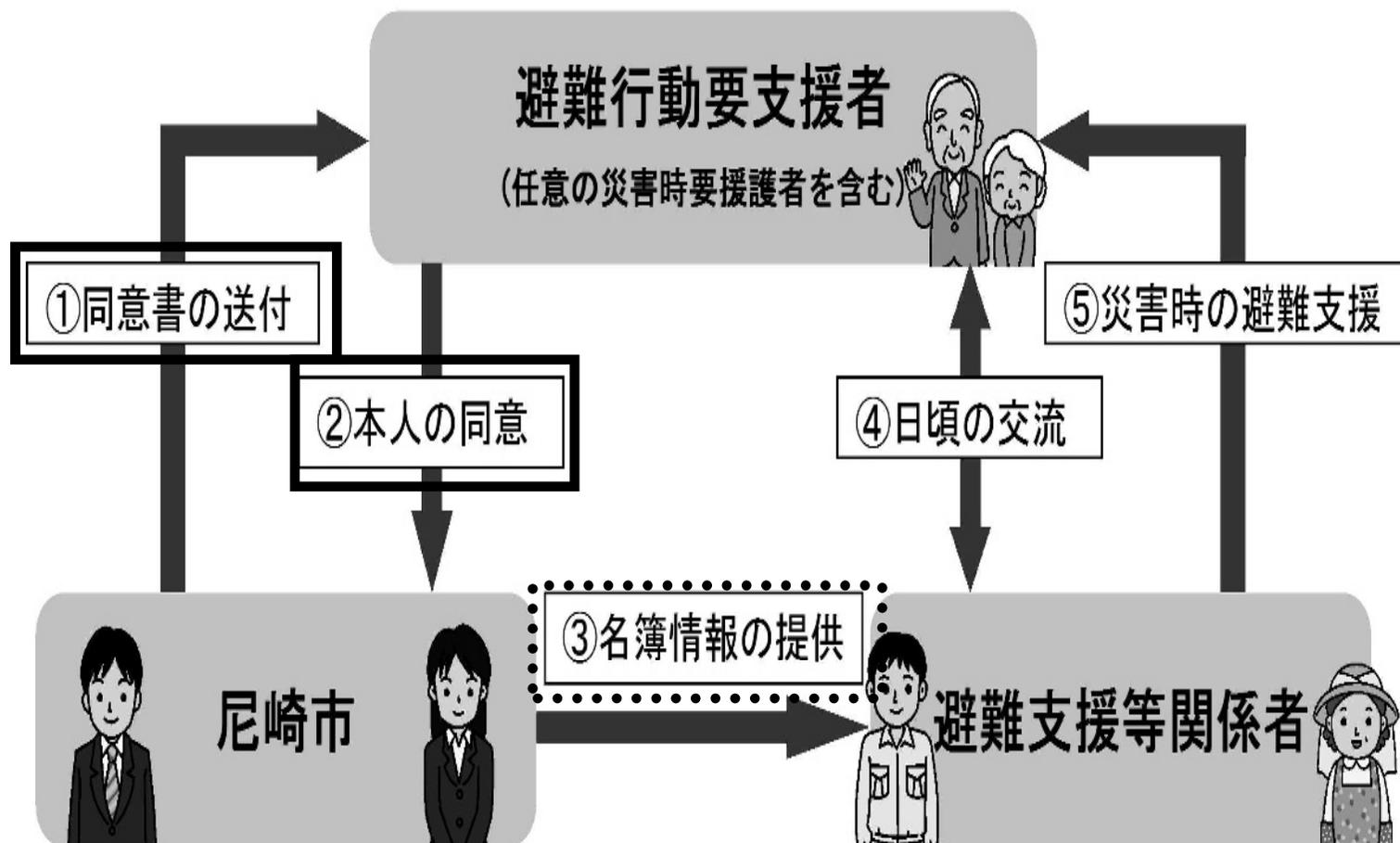
(3) 回答結果について

平成28年1月1日時点の集計結果
回答率は約63% (回答者 59,799 /
避難行動要支援者 95,638)、回答が
あった方のうち、情報提供の同意が
あったものが約85% (情報提供同意
者 50,510 / 回答者 59,799) でした。

災害時要援護者(要配慮者)等集計表(平成28年1月1日現在)

	世帯数 【4/1時点】	人口 【4/1時点】	災害時 要援護者 【4/1時点】	避難行動 要支援者 【4/1時点】a	情報提供 同意者 【1/1時点】b	同意率 b/a
全市	227,304	464,318	134,438	95,638	50,510	52.8%
中央	28,427	53,579	16,293	12,424	6,447	51.9%
小田	37,625	76,182	23,425	16,799	8,957	53.3%
大庄	27,328	55,036	17,451	13,204	7,050	53.4%
立花	53,265	109,191	30,650	21,727	11,322	52.1%
武庫	36,162	77,394	21,808	14,773	8,064	54.6%
園田	44,497	92,936	24,811	16,711	8,670	51.9%

避難支援の仕組みについて



顔の見える関係づくり

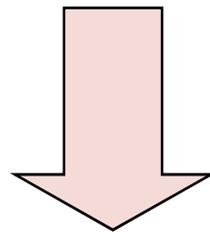


あいさつ（声かけ）

まずはご近所同士で「挨拶」や「声掛け」をすることから始めてみよう。

地域行事への参加（つどう）

地域のイベント、行事などに参加、協力し気軽にお話しをする機会を持ち、知り合いになろう。



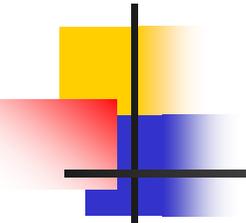
顔の見える関係が深まれば

互いに気遣う関係、安心感、孤立化防止
犯罪防止、災害時の支援などにつながる

地域防災訓練(災害時要援護者支援)

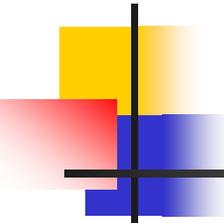
- ・ 「防災」をテーマに災害時を想定した危険箇所の把握や要援護者（高齢者、心身障がい者、難病の方など）の支援方法の検討などを通して、「顔の見える地域づくり」を目指し、避難訓練や防災講演会などの活動を実施しています。





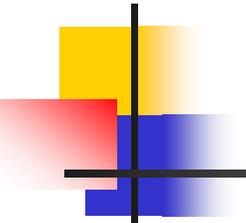
避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。

災害時の避難行動の支援は、地域の「共助」の精神を基礎にして成り立っています。避難支援者自身や家族などの安全が前提であり、避難支援者の被災状況により支援が困難な状況も考えられるため、災害時に必ず助けることを保証するものではありません。



地域で助け合う「共助」の 精神で成り立ちます。

避難支援者は、避難支援者自身
や家族などの安全が前提であり、
避難行動要支援者を助けられな
かったとしても、法的責任を負う
ものではありません。



災害時要援護者支援対策については、 様々な課題が…

- ・ 要援護者に対する避難支援体制の整備
- ・ 避難行動要支援者名簿整備及び個人情報への取扱い
- ・ 福祉避難所の設置 など

そこで、地域の団体、当事者団体、事業者及び行政等で組織する会議体「**災害時要援護者支援連絡会**」を設置し、災害が発生したときに援護を必要とするものに対して、地域と行政等が**連携して**迅速かつ的確に避難支援活動等を行うことを目的に意見交換及び課題解決に向けた検討を行うこととしました。

災害時要援護者支援連絡会について

目的：災害が発生したときに援護を必要とするものに対して、行政等と地域が連携して迅速かつ的確に避難支援活動等を行うことを目的として、意見交換及び課題解決に向けた検討を行なう。

検討項目：個人情報取り扱い、福祉避難所の設置など

対象範囲：全市

設置時期：平成24年12月

構成メンバー

地域の団体

当事者団体

事業者

公的機関

行政

社会福祉協議会

民生児童委員協議会連合会

老人クラブ連合会

PTA連合会

NPO

身体障害者連盟福祉協会

尼崎市内障害者関連団体連絡会

心身障害児(者)父母連合会

精神障害者家族会連合会

難病団体連絡協議会

兵庫県LD親の会たつの子

居宅介護支援事業者連絡会

障害者相談支援事業所

地域包括支援センター

特別養護老人ホーム施設長会

警察署

危機管理安全局

健康福祉局

市民協働局

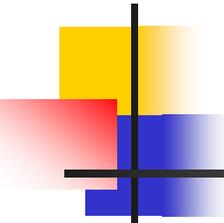
教育委員会

消防局

事務局
(危機管理安全局)
(健康福祉局)

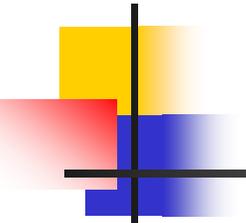
災害時要援護者支援連絡会の様子





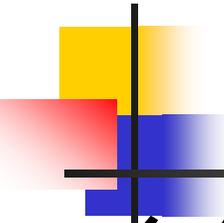
引き続き課題解決に向けた検討
を行います。

- ・ 要援護者に対する避難支援体制の整備等、各種課題に対して「**災害時要援護者支援連絡会**」において、意見交換及び課題解決に向けた検討を行っていきます。



今後の取組みについて

- 避難行動要支援者名簿については、毎年度(年に1回)更新を行い、避難支援等関係者(警察、消防、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会等)へ順次提供していく予定です。



今後の取組みについて

- 今後、関係者、市民にかかる意識啓発等にかかる取組みをすすめるとともに、要援護者を含めた避難訓練の実施や、要援護者の生活実態を反映した台帳づくり、防災マップづくりなどに取組むなど地域の実状に応じて行われる支援活動全般に関わる支援を災害対策課とともに行なっていきたいと考えています。

長時間お疲れさまでした。

ご清聴ありがとうございました

